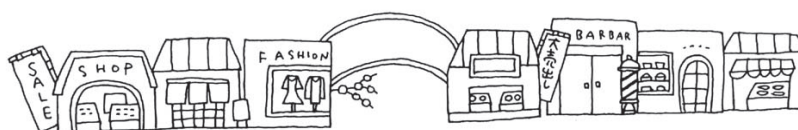


日本共産党の中小企業政策

—— 商店街編 ——



2009年6月

日本共産党東京都委員会

商店街に活気をとりもつめます

都内には、約10万の小売店があり、93万人が働いています。小売店の82%は就業者10人未満の小規模店で、年間販売額の70%は中小商店が占めています。いま、元気ががんばっている商店がある一方で、長期の消費不況や大型店の影響で閉店に追い込まれる商店が増え、シャッター通りとなっている商店街も生まれています。地域経済に欠かせない商店を守り、振興することは国と自治体の最重要課題の一つです。

地元でご商売をしている商店主のみなさんは、地域社会の核として、お祭りに、消防団に、防犯活動にと、地元のためにがんばっています。何代にもわたって地域の伝統、文化をはぐくんできた店も少なくありません。収益次第で勝手に撤退する大型店とは違います。循環型社会への転換がもとめられ、高齢化が進むなかで、地元商店の「アフターサービス」「対面販売」が見直されてきています。

商店、商店街は、地域に欠かせない「公共財産」であり、商店街の振興は、地域経済の振興、まちづくりのカナメのひとつです。

地域経済に欠かせない商店を守り、振興することは国と自治体の最重要課題の一つであり、日本共産党は、商店街

を守り、振興するために全力をつくします。

商店街に2重、3重の打撃を与えてきた自公政権、石原都政と「オール与党」

これまでの国や東京都の商店街対策はどうだったでしょうか。

自公政権は、大型店の出店をはじめ、お米屋さん、酒屋さん、薬局などの規制緩和を次々とすすめ、都内には次々と大手資本の新規参入がひろがりました。さらに、石原都政のもとで東京を「国際ビジネス街としての再生」することを最優先させた「都市再生」路線がすすめられる一方、中小企業施策は「すべての中小企業を一律に保護育成するような政策から転換する」と変更されました。この結果、再開発、駅前開発で大手商業施設が増加しました。中小企業の経営相談にのり、区市町村の産業政策づくりに知恵を出してきた東京の中小企業のシンクタンク「東京都商工指導所」は廃止、中小企業向けの予算も8年間で4割も減らされてきました。

石原都政の中小企業政策に自民党、公明党、民主党は賛成してきたのです。

日本共産党は、中小企業の切り捨て政策にきびしく反対するとともに、中小企業予算の拡充を求め、中小企業支援

の提案を繰り返し返しておこなってきました。この中で、信用保証料補助など制度融資の拡充、倒産防止共済負担金の補助などが実現しています。廃止予定だった「元気を出せ！商店街事業」の継続拡充をはじめ多くの都民要求を実現する中で、減り続けていた中小企業予算も2007年度から増加に転じはじめました。商店街活動に大型店やチェーン店が「本部の意向」などで協力しない問題も、都議会で最初に取り上げました。日本チェーンストア協会、経済産業省などにも改善を申し入れ、今では全国で改善のための条例化の取り組みがすすんでいます。

不況打開への緊急対策

都内には、各地に約2800の商店街があります。活気のある商店街はさらに元気な商店街になるよう、また活気をとれどそうとがんばっている商店街にはもう一度元気を取り戻してもらおうよう支援をすすめます。

大型店やチェーン店などは、利益が本社の吸い上げられてしまいますが、地元の商品(街)の繁盛は、地域に還元され、地域

中小業者の実態

(2008年「東商連・婦人部協議会調査」)

営業収入だけでは生活できない	53%
年間の所得「200万円未満」	37%

経済をうるおします。

(1) 消費不況から商店街の活気を取りもどす

麻生自民・公明内閣は総額15兆円の補正予算で大企業向けの巨大道路づくりや大企業減税などを盛り込む一方、国民向けには一年限りのばらまきをおこなうだけで、国民のくらしの本格的な立て直しにとりくもうとしません。しかも、ばらまきの穴埋めは、消費税増税です。石原都政の補正予算もくらしや営業を守る対策はきわめて不十分な一方、1メートル1億円もする外環道建設などが重視されています。これでは、暮らしも景気も悪くなるばかりです。

●消費税増税に反対し、個人消費の拡大をめざす・・・

日本共産党は、深刻な経済状態のなかでまず雇用や社会保障、中小企業対策を優先させ、庶民の暮らしを守るとともに、消費税増税に反対し、食料品非課税減税と消費税の延納措置、免税点3000万円への引上げを実現します。

●全都消費税ゼロデーを実施・・・

都として消費税ゼロデーを財政支援し、全都の商店街で月1度実施できるようにします。食料品非課税セール、プレミアム商品券発行などを、都として財政支援を拡充し、全都にひろげます。

●「新・元気を出せ！商店街支援事業」の予算を2倍化する

る・・・

「新・元氣を出せ！商店街支援事業」の予算30億円を倍化します。年度をまたがった使い方でも利用できるようにし、商店街から企画提案を随時応募できるようにすること、さらに財政力の弱い商店街の経費負担を軽減するなど、使い勝手のよいものにします。

●無料の商店街診断事業、身近な場所での相談窓口開設など、経営支援をすすめる・・・

「消費者の要望に応えたいがどうしたらよいかかわからない」「国保料（税）、住民税、固定資産税などの軽減をできないか」「事業転換をしたい」「資金繰りに困った」「店舗の改装などどのようにしたらいいか」など、お困りの商店街、小売店へ都として無料の商店街診断事業をおこないます。商店街構成員の全体課題、一つひとつのお店の経営課題、地域住民の意識・要望など、総合的に把握し、商店街、一つひとつのお店の経営として何をしなければならぬか、処方箋を明らかにします。身近な場所に相談窓口を開設し、困ったときに気軽に相談できるようにします。中小企業診断士等の専門職員が無料でお伺いします。

●商店街振興組合を支援する・・・

商店街は、地域のお祭り、消防団活動、清掃活動などにとりくんでいます。その商店街の活性化に大きな役割を果

たしている商店街活動は、都の調査でも困難に直面しているところが増えています。商店街活動がとりくむ、お祭り、消防団活動、清掃活動などに助成します。商店街事務所の家賃補助、固定資産税の軽減をすすめます。

(2) 商店への緊急生活支援をすすめる

●世界では当たり前になってきているように、家族従業者の給与を必要経費と認めるよう全力をつくします。

●税、社会保険の負担軽減をすすめる・・・

生活保護程度の所得の低い商店世帯にたいして国保の保険料（税）の減免、住民税の減免をすすめます。現行の小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の税額の2割減免制度を、3割減免にします。

●傷病手当、出産手当を支給する・・・

小規模、家族経営の商店では、ほとんどの事業主の方が国民健康保険（国保）に加入しています。その国保では、病気で仕事を休んだ場合、傷病手当が支給されていません。ケガなど労災は、労働保険に特別加入していなければ支給されません。国民健康保険でも傷病手当、出産手当が支給されるように都として助成します。病気、出産、介護などで商店を休業せざるをえない時には、希望する商店に営業継続できるように、お店、家事を応援する「商いヘルパー」

を派遣します。

●10万円の最低所得保障をおこなう・・・

所得が大幅に減少している中でも、営業を継続し、地域をささえている商店世帯の生活を保障するため、月額所得10万円までの差額を助成する制度をつくりまします。

●資金繰りの負担を軽減する・・・

都として、返済期間が10年、3年据え置き、超低利の融資を拡充します。また、区市町村が実施する無利子や長期据え置きの融資にたいして、財政支援をおこない規模と内容の拡大をはかります。

持続できる商店街をめざします

(1) 商店街の活気をとりもどし、シャッター通りをなくす

●商店街振興プランを拡充し、支援を抜本的につよめる・・・

元気ががんばっている商店街、困難に直面している商店街に足を運び、状況をしっかり把握し、消費者、商工団体、区市町村、学識経験者などの参加で、現行の商店街振興プラン（2001年3月策定）を現在の深刻な状況に対応できるように抜本的に拡充するとともに、区市町村の振興計画を総合的に支援する仕組みなど都の商店街支援をつよめます。

・ 東京都の商店街支援事業では、下のようになさまざまな企画を支援しています。さらに、商店街や住民の要望に応えられるよう、拡充します。商店街が空き店舗を活用してとりくむ事業に都は家賃助成していますが、事業が軌道にのるよう、専門家を派遣して支援します。

・ 市場や卸売業者などの協力を得て、商店街の核となる鮮魚、精肉、青果の生鮮食品店を誘導します。

・ 地元の中小企業、消費者などから商店街活性化の企画提案を募集、モデル事業を選定して、実施する場合に助成をします。

・ 商店街の企画提案づくり、申請手続き、事後報告手続きなどを、専門家を派遣して支援します。

・ 商店過疎地では、高齢者をはじめ障害者、子育て世帯などの消費者の買い物支援の拡充とあわせ公設市場をつ

東京都が商店街の取り組みを助成している事例

- ・ 地域農家と連携し地域ブランドの「地産地商」事業
- ・ 歳末、クリスマス、七夕などの大売り出し事業
- ・ 商店街で使える地域通貨、ポイントカードの発行
- ・ 高齢者、子育て世帯などに喜ばれているFAX宅配事業
- ・ 街路灯、緑化、ベンチ、トイレ、休息所の設置など
- ・ 空き店舗を活用した託児所の設置、地域コミュニティサービス、アンテナショップ、お祭り、タウンガイド作成、物産フェアなど

くりります。

●商店街の街路灯の省エネ化支援、電気代の補助をする・・・

日本共産党は、昨年地球温暖化対策にとりくむ商店街支援事業を提案し、今年度からは国の事業としても街路灯のLED化（蛍光灯や電球に比べ少ない電力で発光し長持ちする発光体）に補助金ができるようにしました。LED化は7～8割の省エネ効果があると言われています。取り組みの事前相談、申請手続きなどを積極的に支援します。一つひとつ店舗のLED化、省エネ化を支援します。売り上げが減少していくなかで、商店街の街路灯の維持が、商店街の負担になっていきます。街路灯は、商店街の照明としてだけでなく、防犯や地域の安全など、行政が果たすべき仕事の一部を商店街が担っている「地域の明かり」です。都としても電気代、維持管理を補助します。

●エコ商店街総合支援事業を創設する・・・

自然エネルギーの使用、食品加工廃棄物・廃油の再利用、空き地などのミニ庭園としての利用など、地球温暖化防止、環境負荷の少ない商店街づくりへ、試験研究機関、中小企業診断士なども一緒に相談にのり、取り組みを助成するエコ商店街総合支援事業を創設します。

●一つひとつの店舗への支援（個店支援）をすすめる・・・

日本共産党がかつて商店街の個々の店舗を支援する事業

を提案した結果、2003年度に実現し区市町村からも歓迎されました。その後、廃止されてしまいました。いまこそ商店街の活力の源である一つひとつの店舗を支援する事業を復活します。店舗のバリアフリー化、環境負荷の少ない店舗づくり、新商品づくりなどに取り組む店舗を支援します。

●商工指導所を復活する・・・

商工指導所は、中小企業の経営改善、振興を目的とした調査・研究、経営診断、相談指導、経営研修などを行い、中小企業振興に大きな役割を果たし、商店街や区市町村から喜ばれていました。2001年度に廃止されました。地域商店街のシンクタンクとして、都直営で継続した支援ができるよう商工指導所を復活します。

(2) 不公正なフランチャイズ契約から加盟店を守る

フランチャイズ契約の商店の契約トラブルが多発している中で、都議会でこの問題を最初に取り上げたのは、日本共産党です。石原知事を動かし、国と都に実態調査を行わせました。

●フランチャイズ店の専門相談窓口を設置する・・・

フランチャイズ契約による不公正な取引から加盟店の権



利を保護するため、さらに悉皆（しつぱい）調査をおこなうとともに、専門相談窓口を設置します。

●本部による強制をやめさせる・・・

「24時間、365日営業」という本部の「強制」をやめさせ、対応は個々の加盟店の経営者にまかせ、地域商店街（会）に加盟、協力することなど、都としてガイドラインをつくり本部に遵守を求めます。

(3) 大型店、駅ナカ店などの身勝手な出退店から商店街を守る

大店法が廃止され、規制力のない立地法になったことで、大型店出店に拍車がかりました。東京都の「2007年度商店街実態調査」によると、商圏内への大型店の増加で、来街者が「減少した」は70・5%、売上が「減少した」は75・6%にもなっています。5人以下の小規模店舗は、この8年間で73%に減少しました。大店法廃止に賛成した、自民、公明、民主各党の責任は重大です。

●大規模店舗の無秩序な出店を規制する新たな法整備を国に求める・・・

●大手スーパーなどと「商店街振興協定」を結び、地域商店街を守る・・・

出店事業者と住民団体、商店街、自治体とが、地域経済

振興をめざし、事前説明会の実施、影響調査の実施、商店街への影響軽減策、商店街振興への協力などを、相互で取り決める「商店街振興協定」を結ばせます。都有地など公有地は、公共目的で活用すべきものであり、地域商業に打撃を与える大型商業施設の誘致になる売却、貸付は中止します。小売商業調整法にもとづく中小業者からの申請について、地域経済振興の立場から活用できるように積極的に支援していきます。

●駅ナカ店への厳正な規制をおこなう・・・

国鉄の民営化に伴う「新会社がその事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項に関する指針」では、中小企業への配慮に関する事項として「地域における経済活動に与える影響にかんがみ、その地域において当該新会社が営む事業と同種の事業を営む中小企業者の事業活動を不当に妨げ、又はその利益を不当に侵害することがないよう特に配慮するもの」と定めています。JRをはじめ鉄道事業者に、この指針を厳正に守らせ商店街を守ります。

以上

おすすめします



日本共産党が発行する
「しんぶん赤旗」

日刊紙 月ぎめ 2900 円
日曜版 月ぎめ 800 円



東京が見える、東京を変える

「東京民報」

週刊 月ぎめ 400 円

お申し込みは、お近くの党議員、お知り合いの党員、
または TEL.03-3370-0311 (東京都委員会) まで